

株券電子化にともなう特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 29 日

株主及び登録株式質権者 各位

鹿児島県出水市高尾野町大久保 3816 番 41
株式会社 マルマエ
代表取締役 前田 俊一

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）が、平成 21 年 1 月 5 日から、当社の普通株式を振替株式として取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」といいます。）第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座（※）の開設及び記録を行うための通知

当社は、機構に対し、決済合理化法の附則第 1 条の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において機構に預託されていない株主及び登録株式質権者について決済合理化法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項を通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社が、決済合理化法附則第 8 条第 4 項の申出により特別口座を開設する口座管理機関の住所及び名称は、次のとおりです。なお、事務手続きの都合上、皆様の株式が特別口座に記録されるのは、平成 21 年 1 月 26 日以降となりますので、ご了承下さい。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
名 称 日本証券代行株式会社

以上

（※）「特別口座」とは、決済合理化法の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において機構に株券を預託されていない株主及び登録株式質権者の権利を確保するために、当社が株主名簿上の名義で開設する口座をいいます。